

合同会合における検討事項及び検討の進め方について

1. 背景

- ・愛玩動物看護師法は愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されることを目的として令和元年6月に議員立法として成立した。
- ・法成立後、政省令等の制定、指定試験機関及び指定登録機関の指定、講習会の実施等の必要な体制を整えて、第1回の愛玩動物看護師国家試験予備試験が本年11月6日に実施されたところであり、また第1回の国家試験が令和5年2月19日に予定されている。同年3月17日の合格発表後は、愛玩動物看護師免許の申請がなされ、4月上旬には愛玩動物看護師が誕生することとなる。

2. 愛玩動物看護師制度推進に向けた検討事項について

- ・愛玩動物看護師資格に関して、新たな国家資格としての信頼の構築並びに愛玩動物に関する獣医療分野及び動物愛護・適正飼養分野での役割等の愛玩動物看護師のあり方について検討していく必要がある。また、法成立時の附帯決議において、愛玩動物看護師の社会的役割や認知度、資質の向上、人材育成の充実等の諸課題について、法施行後5年を目途として検討を行い、適切な措置を講ずることが求められている。
- ・このため、合同会合においては、以下の4つの柱に分けて、具体的な課題について計画的に御審議いただくこととしたい（別紙）。
 - ①国家資格の信頼確保
 - ・第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施結果に関する検証や第2回試験に向けた課題の整理
 - ・愛玩動物看護師の免許付与審査に係る手続き及び処分の判断基準の考え方
 - ②獣医療現場における愛玩動物看護師の職責・役割
 - ・愛玩動物の獣医療現場における判断や解釈の参考としての獣医療のタスクシェアの基本的な考え方
 - ・愛玩動物看護師の職業実態、需給調査、処遇改善等
 - ③動物愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の活躍推進
 - ・ペット産業、学校教育、動物愛護管理行政等の現場における専門職としての役割
 - ④愛玩動物看護師の養成及び資質向上
 - ・愛玩動物看護師の生涯教育、資格取得後の研修等
 - ・大学や養成所における養成課程の検証

3. 令和4年度における検討事項について

第1回予備試験が実施されたところであり、令和5年3月には免許付与審査を行うことを考慮して、上記2.の①から④に係る課題のうち、令和4年度中は、以下の内容で2回の合同会合を行い、御審議いただくこととしたい。

(1) 第1回（令和4年12月21日）

- ① 愛玩動物看護師国家試験予備試験の実施状況に関する報告
- ② 当面の審議予定について

愛玩動物看護師の養成や資質の向上を図るための課題等について、5年後の検討に向けた御意見をいただく

- ③ 愛玩動物看護師の処分の判断基準及び手続きに関する審議

第1回愛玩動物看護師国家試験（令和5年2月19日）の合格発表（3月17日）直後より、合格者から指定登録機関（一般財団法人動物看護師統一認定機構）に対して、愛玩動物看護師名簿への登録及び免許証の交付申請がなされることとなっている。名簿登録に係る手続きを速やかに実施するため、3月までには欠格事由の該当がある者に係る手続きについて御確認いただく

(2) 第2回（令和5年3月ごろ予定）

- ① 愛玩動物看護師国家試験の実施状況に関する報告
- ② 愛玩動物看護師の処分の判断基準及び手続きに関する審議

第1回の御意見を踏まえた、処分の考え方について御意見をいただく

4. 令和5年度以降における検討事項について

令和4年度開催の合同会合における御意見及び実態調査の結果等を踏まえて、検討することとしたい。